

✚ 貨物概要

合成ポリマーを主成分とし、ほう酸ナトリウム、非イオン界面活性剤（1%未満）及び香料を含む小売容器入りの白色粉末で、布製シートやカーペットのしみ、汚れを除去するのに使用される。

✚ 分類

関税率表第 3824.99 号－4（統計番号 3824.99-999）の、他の項に該当しないその他の化学工業調製品

✚ 分類理由

合成ポリマーを主成分とし、その主たる洗浄作用は合成ポリマーの吸着作用にあるものです。本品に含まれる非イオン性の界面活性剤は、少量で、かつほとんど水に溶けず、その作用は補助的なものと認められますので、関税率表解説第 34.02 項(c)に同項に含まないものとして規定される「界面活性剤を含有する調製品で、界面活性作用を必要としないもの又は界面活性作用が補助的なもの」に該当し、第 34.02 項の調製洗剤及び清浄用調製品には分類されません。したがって、他に該当する項のない化学工業の調製品であることから上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）